



Title	全体主義に抗する全体主義？：オーストリア合邦前夜におけるフィリップ・エッターの社会：文化構想
Author(s)	葉柳, 和則
Citation	独文学報. 2022, 38, p. 29-50
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/103073">https://doi.org/10.18910/103073</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 全体主義に抗する全体主義?

オーストリア合邦前夜におけるフィリップ・エッターの社会-文化構想

葉柳和則

### 1. 問題の所在

1936年5月11日、あるドイツ語圏の都市で以下の一節を含む演説が行われた。

軍隊において、犠牲に向けた Volk の覚悟は最高度の昂揚を見せます。すなわち、命を投げ出す覚悟です。そこではわが国の若い世代と、もう何世紀も前に命を賭してわれらが[……]郷土 Heimaterde を誓約者たちの血 Blut と永久に結びつけた世代との共同体が実現します。そこでは、自身の個人的で物質的な幸福の放棄が実行され、すべての諸力が共同的なもののために、つまり全体のために、招集され、高い次元へと導かれるのです。(SLV 16)

冒頭で話し手は、戦争へと動員され、戦いに命を捧げる覚悟を固めるよう Volk に求める。続けて、この覚悟は何世代もの交代の果てに、「故郷の大地」と「誓約者たちの血」の結合にもとづく共同体の実現という「最高度の昂揚」につながると説明する。この昂揚とは同時に、Volk のすべてが「個人的で物質的な」生の放棄をなし遂げ、「共同的なもの」、「全体」、つまり集合的身体に合流することによって、個の限界を超克し、永遠の生を生きることなのだ、と。

この一節は、ナチス・ドイツの指導者が若者たちに向かって、「民族共同体」Volksgemeinschaft の完成のために命を賭するようアジテーションしていると読める。「民族」Volk はナチズムの基本用語であり、「血と大地」Blut und Boden

#### テクスト

Etter, Philipp: *Sinn der Landesverteidigung*. Aarau: H. R. Sauerländer & Co. 1936.

———, *Geistige Landesverteidigung*. Immensee (Schwyz): Calendaria A. G. 1937.

引用に際しては、前者を SLV、後者を GLV と略記し、割注のなかに略号とページを記す。原文では強調箇所はイタリック体であるが、訳文では箇所を用いる。

はそのイデオロギーの中核に位置していた(※1)。ナチズムは、「民族共同体」Volksgemeinschaft の実現を志向しており、1920年2月の党大会において発表された「25か条綱領」(※2)末尾のスローガン「公益は私益に優先する」Gemeinnutz vor Eigennutz のもと(※3)、個人が民族共同体のために身を捧げることを称揚した(※4)。

ところが実際には、この一節はスイスのカトリック保守党出身の政治家で文化政策を担当していた内務大臣フィリップ・エッター Philipp Etter (1891-1977) が、1936年の「国土防衛のためのチューリヒ大学週間」に際して、チューリヒ工科大学 (ETH) の学生の前で行った演説『国土防衛の意味』*Sinn der Landesverteidigung* からの抜粋である。「郷土」の前の省略箇所に入るのは「スイスの」Schweizerische である。この語は後続する「誓約者たち」と結びつき、スイスの正式名称「スイス誓約者同盟」となる。この文脈では Volk は「国民」の謂である。

この演説の2年前、エッターは小冊子『スイスの民主主義』*Die schweizerische Demokratie* (1934) を上梓し、自由主義と社会主義の問題と限界を指摘した上で、「第3の道」としてスイス型のコーポラティズム的民主主義を提唱していた(※5)。これは、政府、職能団体、および地域の代表のパートナーシップにもとづく利害調整と政策立案・遂行のシステムである。

1930年代にコーポラティズムが社会構想として浮上した背景には、1891年以

- 1 ナチス用語としての Boden は、ときに Erde と言い換えられる。Adam, Peter: *Kunst im Dritten Reich*. Hamburg: Rogner & Bernhard 1992, S. 67.
- 2 「25か条綱領」については以下を参照した。Vgl. <http://www.documentarchiv.de/wr.html> [2022年6月7日取得].
- 3 このスローガンは他の全体主義諸国にも受容されていった。たとえば、近衛文麿が主導した新体制運動のスローガンのひとつは「公益優先」だが、『新体制辞典』には、これがナチス党綱領25条に由来すると記されている。木下半治編『新体制辞典』、朝日新聞社 1941年、56ページ。
- 4 Koonz, Claudia: *The Nazi Conscience*. Cambridge and London: The Belknap Press of Harvard University Press 2003, p. 6.
- 5 1930年代前半におけるエッターの社会・文化構想については、拙稿「カトリック保守主義と精神的国土防衛——スイスの親ナチ運動へのフィリップ・エッターの対応を軸に」大阪大学ドイツ文学会『独文学報』第36/37号 (2021年)、27-49ページ、および「ファシズムとは違うかたちで——教皇の社会教説とフィリップ・エッターの思想」長崎大学多文化社会学部『多文化社会研究』第8号 (2022年)、183-204ページを参照。

降、カトリック教会が時々の社会問題に対してローマ教皇の名において発した「社会回勅」soziale Enzyklika があった。そこでは、自由競争の抑制と職能身分秩序 die berufsständische Ordnung の再興に力点が置かれていた。それゆえ、カトリックの権威主義が全体主義と協調的関係を結んだとき、ムッソリーニ時代のイタリアに典型的に見られるように、コーポラティズムとファシズムのあいだの境界は不明瞭になっていった(※6)。

このように見るなら、全体主義国家に囲繞されつつあった時代のスイスに関するウルス・ビルヒャー Urs Bircher のテーゼは、エッターの思想にも当てはまるよう見える。

自由主義的な民主主義をファシズム的全体主義から守るために、スイスは次第にみずからを全体主義的な性格を持った体制へと歪めていった。異質な体制としてのファシズム的諸構造を排除しようとして、スイスは固有の権威主義的諸形式を創りだしたのだ。(※7)

「全体主義に抗する全体主義」とまとめうるビルヒャーのテーゼは、戦後スイスの体制批判的な知識人のあいだで共有されてきた、戦間期のスイスに関する評価のバリエントである。たとえば、カール・リンスマイヤー Carles Linsmayer は、「民主主義的全体主義」die demokratische Totalitarismus、ハンス・ウルリヒ・ヨスト Hans Ulrich Jost は「スイス的全体主義」helvetischer Totalitarismus という言葉で、1930年代におけるスイス社会の変容を表現している。こうした文脈のなかで、スイスの代表的な全体主義者として、エッターの名が繰り返し言及されている(※8)。

6 リンス、ホワン J.『全体主義体制と権威主義体制』(高橋進監訳、望月規子ほか訳)、法律文化社 2000年、156ページ。

7 Bircher, Urs: *Vom langsamen Wachsen eines Zorns. Max Frisch 1911-1955*. Zürich: Limmat 1997, S. 79.

8 Linsmayer, Charles: *Die Krise der Demokratie als Krise ihrer Literatur*. In: Linsmayer, Andrea u. Charles (Hg.): *Frühling der Gegenwart. Der Schweizer Roman 1890-1950, Band 3*. Frankfurt a. M.: Suhrkamp 1990, S. 463; Jost, Hans Ulrich: *Bedrohung und Enge (1914-1945)*. In: Mesmer, Beatrix (Hg.): *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*. Basel und Frankfurt a. M.: Schwabe 1986, S. 761.

本稿は、オーストリア「合邦」の前夜、ドイツの拡張主義と「強制的画一化」Geleichschaltung 政策が顕著になった時期にエッターが行った講演、『国土防衛の意味』(1936) と『精神的国土防衛』*Geistige Landesverteidigung* (1937) をテクストとして取り上げる。ふたつのテクストの読解を通して、1930年代半ばにおけるエッターの文化的・政治的言説が、ビルヒャーらが主張する全体主義思想の枠内に位置づけられるものなのか、そこに収まらないものがあるのかを検証する。

## 2. 文化と国土防衛

『国土防衛の意味』のなかで、エッターは「文化」や「精神」は「国土防衛」と対立するものではなく、内在的に結ばれていることを繰り返し強調する。たとえば、彼は国土防衛の対象が、物的／身体的 *physisch* なものではなく、むしろ精神的 *geistig* なものであることを強調する。

国土防衛とは結局のところ、まごうことなき精神的諸価値を守ることを目指しています。わたしは国土防衛の本来的意味を、精神的なもののもとへと秩序づけられること、すなわち精神的なものに奉仕することに見出しているのです。(SLV: 7)

エッターは、スイス文化の根底にある「精神的諸価値」こそが至高ものであり、それを中心とする秩序に「奉仕する」こと、すなわち、これら諸価値を外部の影響と内部の分裂から守ることが「国土防衛」の本義だと説明する。

ところが、演説の後半でエッターは、「ほんとうの意味での国土の精神的防衛は武器を携えた国土防衛、つまり軍事的国土防衛を抜きにして、考えることすらできない」と、物的／身体的な国土防衛が精神的な国土防衛の必要条件であることを強調する。さらにエッターは、スイスの「存在理由」を軍事力によって守り抜く「意志」を固めることが国民の使命 *Bestimmung* であり、これが国土の精神的防衛の目的であると論じる (SLV 13)。つまり、軍事的国土防衛を準備するものが精神ないし意志のレベルでの国土防衛であるという論理へと因果の向きを逆転させる。

武器を携えた国土防衛は、自己の存在 Existenz を肯定することと同じ意味だと私には思えるのです。(SLV 13)

このように精神的な国土防衛と軍事的な国土防衛は、理由と帰結という一方向的関係ではなく、ウロボロスの輪のように相互参照しながら一体化している。

### 3. 精神的国土防衛

精神と国土防衛の結びつきを確認する少し前で、エッターは「今日、わたしたちは精神的国土防衛についてよく話題にしています」(SLV 11) と述べる。筆者が確認しうる限りでは、エッター自身の口から「精神的国土防衛」*Geistige Landesverteidigung* という言葉が発せられたのはこの箇所が最初である。しかし、エッターの言い回しからもわかるように、1936年にはすでにこの言葉は人口に膚炙していた。

「精神的国土防衛」は、1930年代初頭から冷戦終了期まで半世紀あまりのあいだ、スイスの文化的環境のマトリックス（母体・基盤）となった愛国的文化運動である(\*9)。この運動は、経済的国土防衛、軍事的国土防衛と並んで、1930年代後半から40年代前半にかけてのスイスの国土防衛の3つの柱を成していた(\*10)。

「精神的国土防衛」という言葉の含意が、言説の主体によって異なることに触れた上で、エッターはさしあたり次の定義を掲げる。

精神的国土防衛という言葉で、わたしが理解しているのは、まずもって、わ  
が国土固有の精神的諸価値を心静かに、誠実に自覚することです。つまり、  
独自のスイス的文化だと、あるいは少なくとも一般的な文化的諸価値のスイ  
ス的な文化財への鑄直しだと見なせるものに意識を向けることです。[……]  
わたしはわが国の国民性 Volkstum のなかに含まれている、文化的な諸価値  
を自覚することを精神的国土防衛と呼んでいます。(SLV 11)

9 葉柳和則編著『ナチスと闘った劇場——精神的国土防衛とチューリヒ劇場の「伝説』、春風社 2021年、23-50ページ参照。

10 Mooser, Josef: *Die „Geistige Landesverteidigung“ in den 1930er Jahren: Profile und Kontexte eines vielschichtigen Phänomens der schweizerischen politischen Kultur in der Zwischenkriegszeit*. In: *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte*, Bd. 47 (1997), S. 689-690.

「文化財」という言葉からわかるように、後続する箇所では、スイス固有の民俗的風習、口語、民謡、風景の保護など具体的な事例が挙げられている (SLV 11)。精神的国土防衛には多くの思想的立場があるが<sup>11)</sup>(※11)、ここでのエッターの定義は、最も伝統主義的な立場の精神的国土防衛である。

ところがエッターはこの定義の直後に、抽象度を上げた定義を口にする。

精神的国土防衛という言葉で、わたしが理解しているのは、  
誓約者同盟の國家思想 Staatsgedanke の固有性と偉大さを自覚すること、および誓約者同盟の理念のヨーロッパ的使命を自覚することです。(SLV 11)

この定義は、個別に知覚可能な文化的産物としての方言や民俗ではなく、1291年に原初3州 Urkantone が、ハプスブルク家による直接支配の動きから「帝国自由」Reichsfreiheit を守るために結んだ集団的防衛の誓約に結びつけられている。軍事的国土防衛が守るのは、まさにこの意味での誓約の理念である。

#### 4. 宗教的コノテーション

前節で見たように、エッターの言語使用の特徴は、言葉や文構造を入れ替えつつ、同一の事項を何度もパラフレーズする点にある。たとえば、理念レベルの精神的国土防衛の必要性について、エッターは次のように説明している。

というのも祖国とは単なる形而下的な現実や必然性ではなく、形而上の現実、精神的な現実、つまり魂の必然性だからです。(SLV 8)。

ここでは「国土」は「祖国」へと、「精神」は「魂」へと言い換えられている。「魂」という言葉を起点として、エッターはよりはっきりと、「国土への愛」が「宗教的

11 Schulz, Kristina: *Die Schweiz und die literarischen Flüchtlinge (1933-1945)*. Berlin: Akademie Verlag 2012, S. 195. 精神的国土防衛が、ここでエッターが示唆している伝統主義のみならず、ファシズムと共産主義以外の多様な思想の複合体であることについては、Mooser: a. a. O., S. 686-687、および前掲拙編著、26-29ページを参照。

内実」を有していること、それゆえ「この国土の防衛をめぐる問い合わせ」は、「人間的なものが永遠のものに触れる場所」へと高められると述べる(SLV 10)。

1934年に内務大臣に選任されるまでのエッターは、カトリック保守党の若きリーダーとして、演説の際に「カトリックの」という形容詞を多用していた。たとえば、1933年、青年たちがスイスの親ナチズム・親ファシズム運動である「戦線派」die Fronten に魅了されている状況に警告を発する際、エッターが掲げたのは「カトリックの戦線！」die Katholische Front! という言葉であった(※12)。しかし、1936年以降、「カトリックの」という言葉はまったく使用されなくなる。

1938年12月9日に連邦内閣は、スイス文化の保全と宣伝を謳った教書「スイス文化の保護・振興の組織と課題」*Die Organisation und die Aufgaben der schweizerischen Kulturwahrung und Kulturwerbung* (通称「文化教書」) を議会に送付した。内閣教書のなかで使用されることで、「精神的国土防衛」はスイスの文化的国策の鍵語となった。この教書を直接執筆したのはエッターだが、第1節でも触れたように、1930年代を通してスイス社会は、主要政党の議席数に合わせて閣僚ポストを割り当てる合意民主主義 Konsensdemokratie を基盤にしたコーポラティズム体制に移行していた。そのため、エッターは自由民主党や社会民主党の議員、および関連組織・団体の文化構想を教書に織り込む必要があった(※13)。つまり、プロテスタント勢力に支えられた自由民主党の合意を取りつけるためには、エッターは「カトリック」という語の使用を控える必要があったと解釈できる。

これと同時に、エッターは宗派に関係なく使用され、同時に世俗的な意味も持っているキリスト教用語を多用するようになった。たとえば、彼が「文化」を「精神」Geist と言い換える際、この語に「聖霊」というニュアンスを滑り込ませている。「国土」を父祖の地にして未来の子どもの地として表象する背景にも(SLV 10)、父と子の関係のアナロジーを多用するキリスト教の家族主義がある。さらに言えば、1847年にスイスで発生した内戦、分離同盟戦争 Sonderbundskrieg は、カトリック諸州とプロテスタント諸州のあいだの宗教戦争という側面を持っている。この内戦がビスマルクの推進したカトリックに対する弾圧、「文

12 前掲拙稿(2021)、44ページ。

13 拙稿「テクストとしての〈文化教書〉(1938)——ナチス時代のスイスにおける〈精神的国土防衛〉運動の理路」、日本国際文化学会『インターナショナル』第16号(2018年)、53-82ページを参照。

化闘争」Kulturkampf の前触れであることを踏まえれば(※14)、エッターの言説において「文化」という語自体がすでに宗教的意味合いを帯びている。

類義語・同義語による言い換えは、「血」を鍵語とした言表にも見られる。エッターは、「血」を「肉(体)」Fleisch と言い換えた上で、「スイスの国家思想は、人種からでも、肉体からでもなく、精神から生まれたのです」(GLV 5-6) と主張する。このテーゼを前提にして、ナチスの人種ないし血統にもとづく民族共同体の思想に、文化的共同体 *kulturelle Gemeinschaft* ないし精神的共同体 *geistige Gemeinschaft* (GLV 5-6) の思想が対置される。この言い換えは、キリスト教の靈肉二元論 Dualismus von Geist und Fleisch を背景にしている。すなわち、国土防衛の対象としての「精神」は、暗黙の裡にキリスト教的な意味での「肉体」の対義語としての位置づけを持つのである。

世俗的で一般的な語彙の背後に宗教的なコノテーションを響かせるエッターの言語使用は、「現代の国家論の重要な概念は、すべて世俗化された神学概念である」というカール・シュミット Carl Schmitt の『政治神学』(1992=2021) の基本テーゼの具体例と見なしうる(※15)。つまり、言語使用のスタイルにエッター固有の特徴があるのでなく、このスタイルを用いて彼が生み出そうとした文脈にこそ彼の創意がある。

## 5. 多様性と統一のあいだ

『国土防衛の意味』の後半でエッターは精神的国土防衛の「形而上的」な意味について詳論している。

誓約者同盟の国家理念は、ネーション的な力ではなく、超ネーション的な力 eine über nationale Kraft を拠りどころとしています(※16)。わが国を形作るの

14 Vgl. Andermatt, Michael: «*Hussah! Hussah! Die Hatz geht los!*» *Antikatholizismus bei Gottfried Keller*. In: *Germanistik in der Schweiz*, Bd. 10 (2013), S. 305-317.

15 シュミット、カール『政治神学——主権の学説についての四章』(中山元訳)、日経BP 2021年、111ページ。

Schmitt, Carl: *Politische Theologie: vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität*, achte Auflage. Berlin: Duncker & Humblot [1922] 2004, S. 43.

16 エッターの「言語や人種ではなく」という文言には、言語・文化、信仰・世界観、

は、言語や人種ではなく、精神的な要素、いわばヨーロッパ的で普遍的な要素なのです。それは、西洋の精神的世界を共に担っている諸文化の調和的関係が可能であり、必然でもあるという確信です。すなわち、スイス国民 Schweizervolk のネーション的統一は超ネーション的な意識の共通性に基盤を持っているのであり、この意識は、いかなる性格であれネーション的なものの過剰を、ないしはネーション的な情動を健全な形で制限することによって妨げているのです。(SLV 12)

つまりエッターは、言語・文化的共通性という意味でも、人種・血統的な共通性という意味でも、スイスは「ネーション・ステート」Nationalstaat ではないと主張している。翌年の『精神的国土防衛』においては、「人種」や「血統」の違いと「ネーション・ステート」の境界／国境を重ね合わせる考え方には、いっそう明確な拒否の姿勢を表明する。

あたかも人種が国家を産み落とし、その境界／国境を決定するかのような考えを、私たちは拒否します。まさにこの拒否の姿勢から、私たちが[3つの]偉大な精神的生存圏 die grossen geistigen Lebensräume との文化的な結びつきを意識し続ける自由と力が生まれ出ずるのである。(GLV 6)

アーリア人種論にもとづくナチズムの大ドイツ主義は、当時人口の7割近くがドイツ語を母語としていたスイスを「合邦」する論理を内包している。スイスのイタリア語圏やロマンシュ語圏に対して領土的野心を見せるイタリア・ファシズムの「未回収のイタリア」Italia irredenta 論も、「ネーション」と「ステート」を重ね合わせるという点では「合邦」を企図していたと言える。引用の後半でエッターは、ナチス・ドイツの地政学における鍵語である「生存圏」Lebensraum という言葉を、おそらくは意図的に換骨奪胎することによって、「精神的生存圏」を提唱し、それをスイスの国家思想の「超ネーション的」な性格と結びつける。

---

祖先・血統の共通性を強調するエスノナショナリズムとスイスの国家理念との差異を強調する意図が込められている。*übernational* を「超ネーション的」と訳す理由については、注21を参照。

「超ネーション的」意識の共有こそが、「スイス国民のネーション的統一」であるという逆説的主張は、ヨーロッパの主要言語・文化の「精神的生存圏」であり続けるという「ヨーロッパ的使命」をスイスが果たすことによって担保される。「諸民族／国民 Völker と西洋の諸文化の精神的共同体という理念」(GLV 5)にもとづいて、「3つの異なる精神的生存圏」が、個々の輪郭を保ちつつ、相乗的な関係を結ぶことで「ひとつの共同的生存圏」が誕生する(GLV 6)。

この理念は、われらが誓約者同盟の国家思想の意味と使命を表現しており、根本的には、こうした国家のあり方の堅固な大地 Boden の上で生じた、思想的なものの物質的なものに対する勝利であり、肉体に対する精神の勝利にほかなりません。(GLV 6)

ここでエッターは、ナチズムの鍵語「血と大地」の「血」すなわち「肉体」を根拠にした「民族共同体」の思想を否定しつつ、「大地」という語彙には肯定的な意味を付与している。ナチス用語を使用しつつ、それに非ナチス的意味を与えていくエッターの言語使用は、第4節で取り上げたキリスト教用語の使用と関連づけて検討する必要がある。

ヴィクトール・クレンペラー Victor Klemperer (1881-1960) は、ナチズムの言語を解明するなかで、ナチズムとカトリック教会は対立関係にあったが、実際には前者は後者の語彙や語法を模倣していたと主張した(\*17)。これによって政治運動であったはずのナチズムは、ひとつの宗教へと変貌し、ヒトラーは神になぞらえられることになる。とはいえ、キリスト教用語、すなわち人びとが幼少期から慣れ親しんだ聖なる言葉を用いて別の思想を語ることは、啓蒙主義から社会主義にいたるまで、近代西洋においては常套手段であり、ナチズムによるオリジナルではない(\*18)。つまり、ナチズムが人びとにとっての既知の世界観を表現するキリスト教の言語を流用することで、そのイデオロギーの受容を容易にしたの

17 クレンペラー、ヴィクトール『第三帝国の言語〈LTI〉——ある言語学者のノート』(羽田洋ほか訳)、法政大学出版局 1974年、396-398ページ参照。

18 細川裕史「〈私は總統を信じます〉——キリスト教を想起させ大衆をとりこんだナチスの言葉」、溝井裕一ほか編『想起する帝国——ナチス・ドイツ「記憶」の文化史』、勉誠出版 2017年、64ページ。

に対し、エッターはナチズムの語彙を流用して、このイデオロギーとスイスの国家思想との差異を強調するという手法を用いたのである。

「大地」というナチス用語の逆用も、エッターの言語使用の典型である。スイスの国家思想における「大地」のコノテーションがナチズムの「大地」とは本質的に異なることを説明するためにエッターが掲げるのは、「中央の聖なる山」、端的には「ライン川、ローヌ川、テッシン川」の源流が位置するゴットハルトである。この「中央の聖なる山は3つの精神的生存圏を分割すると同時に結びつける」(GLV 5)。アルプス地帯の山岳と河川が作り出す複雑な形状の大地 Boden が、「超ネーション」的な「ひとつの共同的生存圏」の土台 Boden となったという「ゴットハルト幻想」(\*19)をエッターは、「文化教書」において、より洗練された形で描き出すことになる(\*20)。

確認しておく必要があるのは、エッターの国家思想の枠組みが、カトリック教会における「普遍性」と「多様性」の関係性と同型を成すことである。カトリック教会は、「普遍性」を志向するがゆえに超国家主義 Supranationalismus 的性格(\*21)を帶びている。しかし、同時に個々の教区においては各国家・地域の伝統や文化的な固有性を考慮するという意味で「多様性」を志向する。「それゆえ、カトリック教会は〈普遍性〉と〈多様性〉という矛盾する方向性を併存させる宗教組織であ

19 Vgl. Previšić, Boris: *Gotthardfantasien: eine Blütenlese aus Wissenschaft und Literatur*. Baden: Hier und Jetzt 2016.

20 前掲拙稿(2018)、109-111ページ参照。

21 Supranationalismus は、国境を超えたところに権威、権限、利害、アイデンティティの根拠を見出す思考を指す。エッターの議論の文脈では「超ネーション主義」と訳す方が適切だが、政治学の慣例に従い「超国家主義」と訳した。極端なナショナリズムを意味する Ultranationalismus も「超国家主義」と和訳されるが、本稿ではこの意味での「超国家主義」は使用しない。Staat はすべて「国家」と訳した。エッターが使用する「超ネーション的」übernational という言葉は、スイス国内に複数のネーション Nationen が存在し、それぞれのネーションの境界を超えたところに「誓約者同盟」すなわちスイスの国家思想があるという考えに基づいている。ハップブルク史では übernational は通例「超民族的」と和訳される。ただし、本稿では Volk にナチズムの言説においては「民族」、エッターの言説においては原則「国民」という訳語を当てているため、national を「民族的」と訳すのを避け、übernational を「超ネーション的」と訳している。要するにエッターの講演における übernational は、彼がカトリック思想の supranational な性格のアナロジーで、スイスの国家思想を説明する際の鍵語なのである。

る」(※22)。この組織構造は、スイス国民の「ネーション的統一」が「超ネーション的な」が意識の共有に支えられるという逆説と同型なのである。

## 6. 犠牲の覚悟

「ネーション的なものの過剰」を「超ネーション的」なものによって制限するという理路は、「多様性のなかの統一」Einheit in Vielfalt をモットーとする EU の超国家主義にも見られる(※23)。カトリック教会にしろ、EU にしろ、「普遍性」と「多様性」のあいだには常に「葛藤や緊張関係」(※24)がある。しかし、権威や権力が本来的に有する階層構造ゆえに、両者の関係は、ともすれば多様性や個別性に対する普遍性ないし全体性の優越を認めるという意味での普遍主義に傾きがちである(※25)。エッターの議論にもこの力学が作用している。

前節冒頭の引用に続けてエッターは、精神的国土防衛の目的は「国土を支えている精神的、道徳的諸力を強化すること」にあると述べ、それを次のように言い換える。

この意味での精神的国土防衛とは犠牲となる覚悟 Bereitschaft zum Opferのことです。[……]私の考えでは、わが国の民主主義を救出しうるかどうかは、国民の大多数が自由な市民としての意識を確として維持すること、あるいは再度呼びますことに、私たちが成功するかどうかにかかっています。この自由な市民としての意識は、畏敬すべき心のあり方であり、その核心は全体の利益に個人的利得を従属させる覚悟にあります。(SLV 12)

22 岡光信子「カトリック教会のインカルチュレーションに関する一考察——普遍性と多様性のはざまで」『中央大学政策文化総合研究所年報』第18号(2014年)、79ページ。

23 エッターの国家思想は、フランス革命以前のヨーロッパ秩序を志向していた。当時のカトリック保守主義者の思想世界においては、個々の Nation を超えた国家思想の核心としての「帝国理念」Reichsidee が広く共有されていたのである。注21で触れた「超ネーション的」という言葉の背景にはこの理念がある。したがって、「帝国理念」やハプスブルク帝国の国家システムとエッターの思想との関係も考察に値するが、紙幅の関係で先行研究を挙げるにとどめる。Vgl. Zaugg, Thomas: *Bundesrat Philipp Etter (1891-1977)*. Basel: NZZ Libro 2020, S. 350-365.

24 前掲岡光論文、78ページ。

25 村松恵二『カトリック政治思想とファシズム』、創文社 2006年、114および125ページ。

第1節冒頭での引用と同様、ここでも民主主義国家としてのスイスを防衛するために、「自由な市民」が、みずからの「個」を「全体」に従属させ、「犠牲」として差し出す覚悟を持つことが、精神的国土防衛だと主張されている。『精神的国土防衛』のなかでも、あらゆる社会層や集団が、「責任感を持ってまなざしを全体に向けること、部分を全体に従属させること、共同体に奉仕すること」が、精神的国土防衛が有意味なものになる条件であると説明される (GLV 9)。続いて、エッターは、民主主義を守るために犠牲というテーゼを提示する。

民主主義の偉大さは、民主的な市民がみずからの国家のために自由意志にもとづいて固めた犠牲の覚悟において現れる sich offenbaren。 (GLV 9)

「民主主義」を救出するという目的自体はスイスの国家理念と適合している。しかし、その達成の条件として、個を全体に従属させ、国家のために自己を犠牲にする覚悟を持つ必要があるという主張は、全体主義国家に囲繞された分権型の民主主義国家スイスにとって本質的な自己否定のように映る。

ナチスの「25か条綱領」に典型的に見られるように、全体主義は私益よりも公益を、個人よりも全体を優先する体制である。しかし、1930年代の前半から中盤にかけて、世界恐慌に対する政治的・経済的対応のなかで、国家の存続のために個人や個別集団が犠牲を払うことを前提とする社会システムが、立場の異なる社会思条想を背景に「第三の道」として構想されたことを確認する必要がある。

エッターの社会構想に強い影響を与えた、教皇レオ13世 Leo XIII の社会回勅、『レールム・ノヴァールム』*Rerum novarum* (1891) と、それをピウス11世 Pius XI が世界恐慌の時代に対応する形で敷衍した『クアドラゼジモ・アンノ』*Quadragesimo anno* (1931) は、共通善 Gemeinwohl の実現のために、諸階級が個別の利害を超えて協調するコーポラティズムを提唱し、合衆国のローズベルト大統領は、就任演説で「[アメリカという] ネーションが外国との戦争に参加しているかのごとく、経済復興のための犠牲を覚悟しておくようアメリカ人に求めた」(※26)。したがって、カトリック教会における共通善の思想からニューディー

---

26 Koonz, Claudia: *The Nazi Conscience*. Cambridge and London: The Belknap Press of Harvard University Press 2003, p. 6

ル政策までを〈全体主義〉にカテゴライズするのでない限り、全体のための個を犠牲にすることを国民に求めたという事をもって、1930年代中葉のエッターの思想を全体主義と見なすことはできない。

とはいって、カトリック保守主義者であるエッターが理想としている民主主義は、近代社会における自由主義的民主主義ではなく、中世以来の伝統を持つランツゲマインデ（青空住民集会）Landsgemeinde型の直接民主主義である（※27）。ランツゲマインデの参加者は、集会の決定は神の声の顯現 Offenbarungだと見なしていた（※28）。神の意思が投票結果に現れるからこそ、その権威の下で参加者の自発的服従が調達される。上の引用で、「民主主義の偉大さ」が市民の自発的な「犠牲の覚悟」において「現れる／顯現する」という語彙選択によって、世俗的意味と宗教的意味が重ね合わされているのは、諸主体の「自発的服従」があってはじめてこのテーゼが成り立つからである。したがってカトリック保守主義者、エッターにとっての民主主義が、市民革命後の近代民主主義よりも全体主義と親和性を持つことは否定できない。

## 7. 戦いのなかで死ぬこと

ピウス11世にしろ、ローズベルトにしろ、彼らの政策における「犠牲」とは、自由主義的な私的利益の制限を意味している。しかし第1節で確認したように、エッターは「犠牲」という言葉に、経済的国土防衛のみならず、軍事的国土防衛における「犠牲」、すなわち「死」という意味を込めていた。『国土防衛の意味』の後半でエッターは、「最後の力を振り絞って、国土の存続とその自由のために自身を賭すこと」を「自由な市民」に求めた後、靈肉二元論を国土防衛のための死と結びつけていく。

国土の精神的防衛は、最も良質な、最も高貴な諸力が、国土のためにありますところなく己を捧げるよう解き放たれるときに最高潮に達します。それは、必要とあらば肉体を投じることで国土の栄誉と自由を守り抜くことを、精神

27 前掲拙稿（2022）、202ページ参照。

28 関根照彦『スイス直接民主主義の歩み』尚学社 1999、23ページ。

が覚悟するときに最高潮に達するのです。(SLV 13)

少し後でエッターは、この覚悟を「命を投じることの覚悟」(SLV 16)とも言い換えている。ここで「命」を国土防衛に捧げるのは、「最も良質な、最も高貴な諸力」である。頭脳労働者などを Geistesarbeiter と呼ぶことに鑑みれば、エッターは未来の頭脳=精神的労働者たる ETH の学生に向かって、軍事的国土防衛のために動員され、そこで命を落とすことの覚悟を求めていることになる。これは全体主義国家における総動員体制の思想と境を接している。

エッター自身もこのことを意識していたのか、続く箇所でスイスの国土防衛思想と隣国の全体主義との違いを強調している。

それ [わが国の軍隊] は帝国主義的な拡張政策の道具であってはなりません。[……] わが国の国土防衛は、肯定的な戦い、すなわちわが国の独立のための戦い、わが国の自由のための、平和のための戦いを目指しています。私の考えでは、国土防衛の責務は一義的には国際的な諸力の布置や国際的な諸力の場におけるわが国の状況から生じるのではなく、ひとえに国土と私たちの精神的絆、および国土と私たちの心的な／魂の seelisch 関係性から生じるのです。(SLV 14)

この場合スイスの軍隊は、対外進出のための暴力装置ではもちろんなく、国際情勢の変化がもたらす有事への対応すらもその本来的な役割ではなく、精神的な国民統合から生まれ、統合を防衛するための文化的装置である。

このような文化的装置が機能するためには、言語・文化も人種・血統も共有していない国民を「ひとつの共同的生存圏」に「精神的に」に同一化させる「超ネーション的な」枠組みが必要である。1874年の憲法改正は、各州の独立性を相対的に低下させ、連邦の権限を強化することを目指した。この制度改革において、連邦への権限の移行が最も進んでおり、統一的な指揮系統を持った組織こそが軍隊であった。軍隊は国境防衛という役割以上に、連邦レベルの召集を可能にする新憲法下の徴兵制を通して国民意識を作り出す役割を担っていたのである。

エッターの思想はここでもランツゲマインデ型の民主主義を下敷きにしている。

[……] 軍隊によって、すなわちわが国の若者の軍事的な教練と規律によつて、権威を重んじる精神が、とはつまり個々人の責任意識が市民的生活のなかへも影響を及ぼし、この方向からわが国の民主主義のバックボーンを鍛えてくれると確信しています。(SLV 16)

すなわち、エッターは軍隊において「権威を重んじる精神」を学ぶことが、教会の権威に対する服従の世俗的代替として、イスの自由と民主主義を防衛するために必須だと考えたのである。

『国土防衛の意味』の末尾近くで、エッターはシラーの詩劇『ヴァレンシュタイン』*Wallenstein* (1798-99) の一節を引用する。

軍隊において、自由への意志という最高の価値を持つ力が出現します。

恐れず死と向き合うは、

自由人たる兵士のみ。

[……]

それに、生命を手に入れようなら、

生命を賭けなくっちゃな。

(SLV 15-16) (※29)

「自由への意思」という、誓約者同盟結成の「精神的」要因を、エッターは国土防衛の前提として掲げる。ここでは、自由と民主主義を是とする「全体」を防衛するための「個」の犠牲を——身体的な犠牲であれ、精神的な献身であれ——「自発的な服従」の形で調達する装置として軍隊はある。兵士の「個」としての「生命」Leben は失われたとしても、集合的な身体としての「全体」、すなわち「生存圏」Lebensraum は防衛され、存続する。

「ヴァレンシュタイン」からの引用に続く言葉が、本稿冒頭で引用した一節である。誓約者たちの「血」の継承と、誓約者同盟の「大地」の上に存立し続ける

---

29 シラー、フリードリヒ『ヴァレンシュタイン』(濱川祥枝訳)、岩波書店 [1798-99] 2003年、76-79ページ。

「文化的共同体」すなわち「精神的生存圏」の防衛こそが、「超ネーション的」な国民統合の目的であり結果なのである。

このような理路を経て、エッターは次の言葉で、講演を締めくくる。

ひとつの心、ひとつの魂、ひとつの国土、ひとつの偉大な共同の目標！(SLV  
17) (※30)

このように、「国民国家最大の事業」(※31)とされる総力戦の時代にあって、各州の制度的・文化的独立性の高い多言語・多文化国家スイスが、「超ネーション的」国民統合を目指す際のスローガンは、「全体」を志向していた。

しかもこのスローガンは、エッターのオリジナルではなく、ナチスの代表的スローガンである「ひとつの民族、ひとつの帝国、ひとりの総統」(※32)を参照項としている。すなわち、ここでもエッターはナチス・ドイツのジャルゴンやフレーズを採用し、それをスイスの国土防衛の理路に組み込んでいる。このことは、エッターの思想もまた「全体主義に抗する全体主義」という批判から自由ではないことを示しているように見える。第1節で触れたように、こうした言語使用は、戦後、その文脈や話者の意図が顧慮されないまま、エッターの思想を全体主義だと見なすことにつながった。境を接するふたつの思想のあいだに明確な境界線、すなわち思想的国境線があるとすれば、それは防衛されるべき諸価値の差異だとということになるはずである。

## 8. 防衛すべきもの

『精神的国土防衛』で、エッターは第一次世界大戦の際に生じたドイツ語圏とフランス語圏の深刻な対立という危機とそれを乗り越えた経験について触れた

30 『精神的国土防衛』においても、エッターは第一次世界大戦中の独語圏と仏語圏の対立を克服した経験を引き合いに出し、「私たちはひとつの団結した国民、ひとつの国土、ひとつの魂であった」(GLV 3)と述べている。

31 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』、岩波書店 2012年、20ページ。

32 Vgl. Mosse, George L.: *Ein Volk, ein Reich, ein Führer: Die völkischen Ursprünge des Nationalsozialismus*. Königstein/Ts: Athenäum 1979.

後、スイスの本質である「3つの常数 Konstanten、すなわち永続する輪郭」(GLV 5)に言及する。

私たちの国土が西洋における3つの偉大な精神的生存圏の一部であること、およびこれら3つの生存圏がひとつの共同的生存圏へと統合されていること。

連邦的共同体、誓約者同盟的民主主義の独自性とその固有の価値。

人間の自由と尊厳(※33)に対する畏敬の念。(GLV 5)

第1の「常数」は、〈多様性のなかの統一〉と言い換えうる。すでに触れたように、〈多様性〉と〈統一〉のどちらに力点を置くかによって、国家のあり方は大きく異なってくる。

第2の「常数」は、スイスの政治システムの独自性である。民主主義が信憑性を喪失しつつあった時代のただなかで、エッターは「固有の性格と価値をもった民主主義」(GLV 8)を掲げる。

スイスという連邦国家は、中央の聖なる山の周囲に位置する自由な共和国が、何世紀もの時間をかけて互いに結びつき、中央としての連邦を作り出すことによって生まれた共同体です。ひとつの共同体、聖なる共同体、誓約の同盟なのです。(GLV 8)

エッターによれば、第1の「常数」もまた、この連邦的構造を前提としている。「3つの偉大な文化の精神的な共生」は、単なる並存ではなく、「互いに結びつき、影響を及ぼし、支え合う関係」 ein *Miteinander*, ein *Zueinander*, ein *Füreinander* であり、これを可能にするのが連邦制だとエッターは主張する。

精神の強制的画一化に抗する最も強固な防壁、スイスの精神的な固有性を保

---

33 1945年5月施行の「ドイツ連邦共和国基本法」は、第1条が「人間の尊厳」を、第2条が「人身 Person の自由」を主題としている。これが、ナチスによる「人間の自由と尊厳」の毀損に対する反省にもとづくことを踏まえるなら、既に1937年の時点で第3の「定数」を挙げることがナチズムに対する批判の先取りであったことがわかる。

持するための最も強固な防御の本質は、わが国家の連邦的構成にあります。わが国の誓約者同盟の諸州のなかに、州レベルの国家意識が生き生きとした活力に満ちている限り、[……] スイスの精神に対するいかなる強制的画一化からも成功裏に身を守ることができます。(GLV 8)

つまり、各州の独立性と多様性が連邦の大前提であり、この分権型の連邦構造が強制的画一化を拒否する根拠にもなっているのである。

エッターが第3の「常数」である「人間の自由と尊厳に対する畏敬の念」として最初に挙げているのは、「複数の言語圏の共生」、すなわち各言語圏の固有性の相互承認である。ロマンシュ語を含む4言語の共生が、「一度として言語紛争によって毀損されることなく」維持されてきたことに触れた後、エッターは、「言語的マイノリティという概念など私たちには無縁です。私たちが大切にしているのは、私たちの国語の同権 Gleichberechtigung という概念だけなのです」と述べる(GLV 10)。

続いてエッターは、「人間の尊厳」に言及する。

人間の尊厳に対する畏敬の念は、私有財産権の尊重、家族の神聖な権利の尊重、貧者と弱者の権利の尊重、良心の自由の尊重、宗教生活の自由の尊重、宗教的和平の崇高性の尊重のうちに表明されるのです。(GLV 11)

「私有財産」から「貧者と弱者の権利」までは、上述した教皇の社会回勅のなかで強調されているものであり、スイス固有の意味合いというよりは、キリスト教が共通して重視する諸価値である。これに対して、「良心の自由」から「宗教的平和の崇高性」までは、1848年憲法施行以後の時代におけるスイスのカトリックのローカルな立場も映し出している。「良心の自由」と「宗教生活の自由」は、プロテスタントないし自由民主党が政治的マジョリティであったスイスにおいて、「カトリックサブカルチャーをもったゲットー」(※34)にとどまる自由を意味する。換言すれば、「宗教的平和の崇高性の尊重」とは、信仰上のマイノリティの尊厳

---

34 イム・ホーフ、ウルリヒ『スイスの歴史』(森田安一監訳)、刀水書房 1997年、188 ページ。

を擁護することのパラフレーズである。

まさにこのスイスのカトリック固有の立場に裏打ちされた「人間の尊厳」が、先の諸言語の同権と並んで、ナチズムの文化政策である「強制的画一化」に対する批判として、つまり、マジョリティにとっての異質な文化や信仰を排除することに歯止めをかける言説装置として機能したのである。

### おわりに

19世紀末から戦間期のカトリックが模索した「第三の道」は、コーポラティズムの提唱に見られるように、全体主義と境を接するものであった。しかし、1848年以降のスイスにおいては、プロテstant勢力とカトリック勢力の文化＝宗教的棲み分けないし合意が政治の根幹を成していたため、内務大臣としてのエッターは講演に際して、キリスト教において共通して使用されると同時に、世俗的な用法もある言葉を多用していた。これはビルヒャーが言うように「自由主義的な民主主義」を「守る」というよりは、合意民主主義の意志決定のなかにカトリック的諸価値を滑り込ませるためにあった。

エッターの語彙使用にはもうひとつの特徴がある。それは、ナチズムの用語を換骨奪胎しつつ用いることで、彼我の国家思想の差異を際立たせるという綱渡りである。この危うい言語使用は、国土防衛をめぐるパラドクシカルな理路に典型的に現れる。エッターが直面していたのは、各州の言語的・文化的多様性を保持しながら、国家レベルでは国境の彼岸からの文化的、軍事的侵犯に抗して国民統合を成し遂げるという本質的な矛盾を孕んだ課題であった。

この課題を解消するための国家レベルの機構こそが軍隊であった。スイスの軍隊は、ナチズムが「強制的画一化」を通して「独立」、「自由」、「分権」、「多様性」といったスイスの社会・文化的価値の核心を破壊することを防ぐ暴力装置であり、国家という全体のために犠牲となることを自発的に調達する文化装置でもある。

エッターの言説は、軍隊への動員の部分だけに光を当てれば、全体主義の指導者のそれと大きな違いはない。しかし、講演の要所要所で言及される、多様性や人権の尊重といったスイスの精神的諸価値と、それを核にして作られた分権型の国家思想のあり方が、全体主義との差異を際立たせている。つまり、エッターの

提唱する「第三の道」が——イタリアやオーストリアと異なり——全体主義の路線とのあいだに決して交わることのない差異線を引くことができたのは、スイスの建国に由来する精神的諸価値とそれを防衛する軍隊とのウロボロス的関係が作り出す超ネーション的国土こそが防衛の対象だったからである。ナチスが政権を握った1933年からオーストリア合邦前夜まで、エッターの政治的言説がこの理路から逸脱することは一度としてなかった(※35)。

このようなパラドクシカルな社会構想が、1939年8月29日にエッターが連邦大統領として宣言した総動員体制後のスイスにおいて、どのように現実化していくのか、あるいは現実の前に挫折するのかを確認するのが今後の課題である。

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「言説を動かす情動とファシズムの変貌——テキストマイニングによる独伊仏日の資料分析」(代表:中村靖子)、および基盤研究(B)「〈アルプス神話〉の形成と脱構築——スイスの国民統合における文化的表象のポリティクス」(代表:葉柳和則)の成果に基づいている。

(はやなぎ・かずのり 長崎大学多文化社会学部教授)

---

35 1930年代のエッターの思想については前掲拙稿(2021)、42ページを参照。

Ein Totalitarismus gegen Totalitarismus?  
Die sozial-kulturelle Vision des Schweizer Innenministers  
Philipp Etter am Vorabend des Anschlusses von Österreich.

Kazunori HAYANAGI

Dieser Beitrag konzentriert sich auf die Reden *Landesverteidigung* (1936) und *Geistige Landesverteidigung* (1937), die Philipp Etter (1891-1977), Schweizer Innenminister in der Zwischen- und Nachkriegszeit, der für die Schweizer Kulturverwaltung zuständig war, am Vorabend des Anschlusses Österreichs an Nazi-Deutschland hielt, und verdeutlicht, wo seine Idee der „Geistigen Landesverteidigung“, d. h. die Leitlinie der Schweizer patriotischer Kulturauffassung, an Totalitarismus angrenzt. Als führendes Mitglied der Katholischen Konservativen Partei orientierte sich Etter bei seinen sozialen Überlegungen an päpstlichen „Sozialencykliken“, die sowohl den Liberalismus als auch den Sozialismus kritisierten und für den Korporatismus als Lösung plädierten. Wie die Einführung des Korporatismus in den italienischen Faschismus zeigte, hatte dieses soziale Programm eine große Affinität zum Totalitarismus, von dem Etter nicht unversehrt blieb. Andererseits aber betonte er, dass das dezentralisierte föderale System der Schweiz, das auf der demokratischen Autonomie der Kantone und der Anerkennung ihrer sprachlichen, kulturellen und religiösen Eigenart beruht, mit dem Totalitarismus, insbesondere dem Nationalsozialismus, in keiner Weise vereinbar sei. Um seine soziale Konzeption zu beschreiben, verwendete er bezeichnenderweise Begriffe, die für den Nationalsozialismus charakteristisch sind, wie „geistige Lebensräume“, „Blut der Eidgenossen“, die gewiss entweder umgedeutet oder in einen anderen Kontext als im Nationalsozialismus gestellt wurden. In Anbetracht des Sachverhaltes, dass der Nationalsozialismus seine eigenen Ideen „theologisierte“, indem er die katholische Terminologie als Vorlage benutzte, kann man Etters Formulierung als Vergeltung verstehen. Dies machte aber Etters gedankliche und politische Position nach dem Zweiten Weltkrieg fragwürdig, unabhängig von seinen Absichten. Im Fazit kam Etter zu einer paradoxen sozialen Konzeption, in der es eine Voraussetzung ist, sich der Armee zu verpflichten und das Individuum dem Ganzen unterzuordnen, um die eigene Demokratie der Schweiz und ihre sozial- und kulturellen Strukturen gegen den Totalitarismus zu verteidigen. Meine weitere Forschung soll folglich herausfinden, wie Etters Konzeption zur Zeit des Zweiten Weltkriegs verwirklicht wurde.